

J R 東海労働組合関西地「申」第17号
2 0 2 2 年 1 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「強制出向」に関する緊急申し入れ

2021年12月30日、JR東海労働組合所属である大阪第一運輸所の西三喜夫組合員及び大阪第二運輸所の前田稔組合員の2名に対して、出向の事前通知が出された。

しかし、今回の出向に対して2名の組合員は全く同意していない中、会社は一方的に事前通知を読み上げた。

今回、本人の同意なしに出向を通知したことは、労働組合として大変遺憾であり到底看過できない。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. (株)エムティーへの出向が、西組合員でなければならない理由を明らかにすること。
2. 大阪運輸(株)への出向が、前田組合員でなければならない理由を明らかにすること。
3. 今回の出向に対して、2名の組合員は同意しているのか明らかにすること。
4. 組合としては、2名の組合員は今回の出向に対して同意していないと認識している。同意していない中で、出向命令を出した理由を明らかにすること。
5. 今回、2名の組合員に対して、出向の事前通知を一年の仕事納めである12月30日に出した理由を明らかにすること。
6. 取消しとなった(株)スリーエスの出向に対して、出向期間が定められていなかった。しかし、今回の2名の組合員に対する出向に出向期間を定めた理由を明らかにすること。
7. J R 東海労働と東海会社との間では、労働協約（出向に関する協約）が締結されて

いないにも関わらず、出向命令を出した理由を明らかにすること。

8. 12月1日付けで、(株)新幹線関西サービックに出向命令が出された下茂組員と2名の組員は、東海会社を相手取り損害賠償請求事件『令和3年(ワ)第4740号事件』の原告であり、今回の出向命令は、これに対する報復である。よって、今回の3名の組員に対する出向命令を直ちに撤回すること。
9. 組員3名は、令和3年11月9日付けで淀川労働基準監督署に『労働基準法違反にかかる情報提供』について書面を提出し、情報提供者となっている。上記8項と同様、これに対する報復であり、公益通報者保護法に違反する。よって、今回の3名の組員に対する出向命令を直ちに撤回すること。
10. 今回、12月及び1月に3名の組員に対して出向命令が出される中、大阪第一運輸所及び大阪第二運輸所では、休日出勤を指定している。休日出勤指定をした理由及び休日出勤数を全て明らかにすること。
11. 会社は、(株)エムティーと大阪運輸(株)は労働基準法に違反していないか明らかにすること。
12. 組員3名の出向命令は、職務手当が無くなるなど労働条件の不利益である。会社の見解を明らかにすること。
13. 現在、西組員は、JR東海労新幹線関西地方本部の組織部長及び業務委員の役職を担っている。今回の出向命令は正当な労働組合活動を妨害することが目的であり、不当労働行為・支配介入意思である。よって、出向命令を直ちに撤回すること。
14. 西組員は、(株)エムティーとの出向面談に於いて、「正直、西さんをいらぬと言えぬいらぬです。」「東海会社と(株)エムティーは契約関係はないです。」との会話があった。これに対する会社の見解を明らかにすること。
15. 現在、前田組員は、JR東海労新幹線関西地方本部大阪運輸所分会の分会長の役職を担っている。これを会社は既知しているか明らかにすること。
16. 大阪運輸所分会長である前田組員への出向命令は、正当な労働組合活動を妨害することが目的であり、不当労働行為・支配介入意思である。よって、出向命令を直ちに撤回すること。
17. 令和3年3月23日、前田組員は淀川労働基準監督署に『規程類の訂正に伴う賃金未払い請求』について申告している。これに対する報復であり、公益通報者保護法に違反する。よって、前田組員に対する出向命令を直ちに撤回すること。

18. 現在、大阪運輸（株）の求人募集では、「55歳未満・要リフト免許」等となっているが、これに該当しない前田組合員を敢えて出向命令した理由を明らかにすること。
19. 現在、前田組合員は無呼吸症候群（CPAP）の治療中であり、大阪運輸（株）の勤務では治療の為の通院が難しくなり、生活環境に不利益となる。よって、出向命令を直ちに撤回すること。

以上